

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数 (人)	対前年		主 な 増 減 理 由	
		17年度	18年度		増減数
部 門					
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
	総務企画	25	24	△ 1	事務統廃合による減
	税 務	9	9	0	
	民 生	27	28	1	福祉関係業務の増による
	衛 生	8	8	0	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	11	10	△ 1	事務統廃合による減
	商 工	2	3	1	観光関係職員の増
	土 木	10	9	△ 1	事務統廃合による減
小 計	95	94	△ 1		
特別行政 部 門	教 育	29	29	0	
	小 計	29	29	0	
公営企 業等会 計部門	水 道	3	4	1	浄水場建設事業関係の業務増による
	その他	8	9	1	介護サービス業務の増による
	小 計	11	13	2	
合 計	135	136	1		

### (2) 定員適正化計画の目標数値

計 画 期 間	
始 期	終 期
平成16年4月1日	平成26年3月31日
数 値 目 標	
一般職の総定員を 100名とする	

※職員数は一般職に属する職員数です。  
※平成18年度の合計が1名増と なっていますが、これは派遣職員が期間満了により戻ったためです。

## 7 職員の勤務時間その他の勤務条件

### (1) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1週間の勤務時間	開 始 時 間	終 了 時 刻	休 息 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
40時間	午前8時30分	午後5時15分	正午～午後0時15分 まで及び午後3時か ら午後3時15分まで	午後0時15分から 午後1時まで	土曜日 日曜日

※本庁窓口業務については、勤務時間の割振りの変更により、毎週水曜日は午後7時までの勤務となっています。また、毎月、第3日曜日の午前8時30分から午後5時までは、本庁窓口業務を行っています。さらに、ふるさと文化の館、保育園では、上表とは異なる勤務形態となっています。

### (2) 年次休暇の取得状況 (平成17年1月1日～平成17年12月31日)

総給付日数	総使用日数	対象職員数	平均取得日時数	取得率
A	B	C	D	B/A
3,099日	580日	81人	7.2日	18.7%

※対象職員数には、期間内に病気休暇、特別休暇を取得した職員及び教育職員等は含まれません。

### (3) 休暇等の種類 (平成17年4月1日現在)

◎年次有給休暇

◎病気休暇

◎特別休暇

(産前・産後休暇、育児時間休暇、子の看護休暇、結婚休暇、忌引休暇、ドナー休暇、夏季休暇、父母の祭日休暇、ボランティア休暇、公民権行使のための休暇、災害又は交通機関の事故等による休暇など)

◎介護休暇

### (4) 職員の分限・懲戒処分の状況 (平成17年度)

分限処分 1名 (地方公務員法第28条第2項第1号 (心身の故障) による)

## 8 公平委員会の状況 (平成17年度)

### ○県人事委員会より報告を受けた公平委員会の業務の状況

#### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当なし

#### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当なし

#### (3) その他

・職員団体の登録の状況

登録団体名：小野町職員労働組合

・変更登録年月日とその内容

該当なし

・管理職員等の範囲の指定の状況 (県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の改正月日)

該当なし